

大阪市告示第1420号

次の施設について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による確認を辞退したい旨、同法第58条の6第1項の規定に基づき届出があったので、同法第58条の11第2号の規定に基づき公示する。

令和7年10月17日

大阪市長 横山英幸

特定子ども・ 子育て支援提 供者の名称	施設の名称	施設の所在地	子ども・子育て 支援施設等の 種類	確認を 辞退する 年月日
株式会社リアリノ	りありのき っず大阪	大阪市北区天神橋 7丁目12番6号 グレースィ天神橋 ビル2号館1F	一時預かり事業	令和7年 10月1日

（こども青少年局子育て支援部管理課）